

# 学生処分規程

## (目的)

第1条 この規程は、玉川大学学則（以下「学則」という。）第38条及び第39条及び玉川大学大学院学則（以下「大学院則」という。）第34条及び第35条に基づき、懲戒の基準について本規程を定める。

## (懲戒事項)

第2条 玉川大学（以下「本大学」という。）学生が下記の行為を行ったときは、学則第38条及び第39条及び大学院則第34条及び第35条に該当するものとして同条に定める譴責、停学又は退学に処する。ただし、第8号の場合は退学処分とする。

- (1) 学生生活規程に違反し反省がないとき
- (2) 授業妨害、試験妨害及びその他重要業務の妨害
- (3) 試験における不正な行為
- (4) 構内施設、設備の毀損、破壊、奪取
- (5) 本大学の公示、掲示の破損、破棄
- (6) 本大学関係者に対する暴力的行為及び威嚇的行為
- (7) SNS（Social Networking Service）をはじめとするインターネット上への非常識な画像・文章等の公開
- (8) 以下の刑事上の罪等を犯し当該学生も認めているとき、又は刑事上の処分が確定したとき
  - ア 飲酒運転、無免許運転等悪質な運転による人身事故
  - イ 薬物犯罪（大麻、危険ドラッグ、覚せい剤等の所持、使用、売買又はその仲介）
  - ウ 悪質なストーカー行為
  - エ わいせつ犯罪（痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮等）
  - オ 凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火、詐欺等）
  - カ 情報ネットワークへの悪質な不正アクセス

(9) 犯罪行為を行う等学生の本人に反したとき

(10) 著しく玉川大学の名誉を傷つけたとき

(11) 譴責が重なり改善がみられないとき

- 2 学部長又は研究科長は前項の行為を行った学生に対して、学則第38条及び第39条及び大学院則第34条及び第35条の処分が決定するまでの間出校停止を命ずることができる。

## (資料の収集)

第3条 学部長又は研究科長は第2条各号に該当する行為があったと認める時は、資料を収集し当該学生、保証人などから事情を聴取する機会を設ける。

## (処分委員)

第4条 学部長又は研究科長は処分委員を任命して審議し、処分案を作成する。

## (処分)

第5条 学部長又は研究科長は前条の処分案が譴責に該当する場合は、学部長又は研究科長において処分する。

- 2 学長は前条の処分案が停学又は退学の場合は、当該教授会又は当該研究科会に諮りその議決を経た後、懲戒処分の決定を行う。

## (補足事項)

第6条 学部長又は研究科長は処分内容を学生に通知する。

## (事務主管)

第7条 本規程に係る事務主管は、学生支援センターが行う。